

第102回北海道国土利用計画審議会

議 事 録

開催日時：令和2年8月26日(水) 13:30～14:15
開催会場：第二水産ビル 4階4F会議室

第102回北海道国土利用計画審議会

○ 次第

- 1 開会
- 2 挨拶
- 3 議題

(1) 会長及び会長代理の選任について

(2) 北海道土地利用基本計画（計画図）の変更について

- 4 その他
- 5 閉会

○ 出席者

(委員側)

会長	椎野 亜紀夫
委員	神林 健一
〃	佐久間 亨
〃	菅原 信男
〃	高森 愛美
〃	武野 伸二
〃	中田 雅美
〃	永野 仁
〃	藤田 絵理子

(道側)

総合政策部政策局	計画推進担当局長	加納 孝之
総合政策部政策局土地水対策課	課長	吉野 紀之
〃	課長補佐	大島 司

(事務局)

総合政策部政策局土地水対策課	主査	高田 英明
〃	専門主任	西野 敬史

(関係課)

環境生活部環境局環境政策課	環境影響審査係長	橋場 正
環境生活部環境局自然環境課	公園保全係長	椿原 匠
農政部農業経営局農地調整課	主幹	加藤 直樹
〃	専門主任	日下 まゆみ
水産林務部林務局森林計画課	主査	佐竹 義昭
〃	主事	伊ヶ崎 佑介
建設部建設政策局維持管理防災課	主査	村中 利之
建設部土木局河川砂防課	主査	松本 勝治
建設部まちづくり局都市計画課	主査	小西 美弥
	主任	鈴木 亨

1 開会

□ 事務局（吉野課長）

ただ今から、第102回北海道国土利用計画審議会を開催いたします。私は、本日の司会及び会長選任までの間の進行を務めさせていただきます総合政策部政策局土地水対策課長の吉野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、審議会の開催に当たりまして、総合政策部政策局計画推進担当局長の加納よりご挨拶申し上げます。

2 挨拶

□ 事務局（加納局長）

総合政策部政策局の加納でございます。本日は、大変ご多忙のところ、また、お暑い中、ご出席いただき、ありがとうございます。本審議会は、今年、改選期を迎え、2月1日から第16期となっているところでございますが、皆様方におかれましては、委員の就任に際しまして、ご快諾いただき、この場をお借りして改めてお礼を申し上げますとともに、今後とも、土地行政に対する、ご支援・ご協力につきまして、よろしくお願いいたします。本日は、会長と会長代理を選任していただく他、美唄農業地域の拡大に伴う土地利用基本計画図の変更案につきまして、ご審議いただくこととしております。道といたしましては、委員の皆様から、貴重なご意見を頂戴し、土地利用基本計画の計画図の変更を行うこととなりますので、限られた時間ではありますが、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

3 委員紹介

□ 事務局（吉野課長）

続きまして、委員の改選後、初めての審議会となりますので、委員の皆様方をご紹介申し上げます。五十音順でご紹介させていただきます。

日本土地家屋調査士会連合会北海道ブロック協議会理事の神林委員です。

北海道農業会議専務理事の佐久間委員です。

札幌市立大学教授の椎野委員です。

北海道町村会理事であり、浜頓別町長の菅原委員です。

北海道女性団体連絡協議会理事の高森委員です。

北海道消費者協会専務理事の武野委員です。

北海道医療大学講師の中田委員です。

北海道林業協会副会長の永野委員です。

北海道不動産鑑定士協会理事の藤田委員です。

出席委員は、以上であります。本日都合によりご出席いただけなかった委員は、室蘭工業大学大学院教授の川村委員、

旭川弁護士会前会長の小門委員、

北海道市長会理事、滝川市長の前田委員、

北海道商工会女性部連合会副会長の三村委員、

北海道大学大学院農学研究院准教授の森本委員でございます。

4 会議成立

□ 事務局（吉野課長）

本日の審議会における出席委員数についてでございますが、委員総数14名のうち、9名の委員のご出席をいただいております。2分の1以上の出席がございまして、北海道国土利用計画審議会条例第6条第2項の規定により会議が成立していることを、ご報告申し上げます。

次に、本審議会につきましては、北海道情報公開条例第26条によりまして、会議を原則、公開することとしており、また、会議の議事録につきましても同様の取扱いとなりますので、後ほど、会長選任後、会長から議事録署名委員のご指名をお願いいたします。

それでは、これより議事に入りますが、委員の改選によりまして、本日、会長をご選任いただくこととなっております。それまでの間、慣例によりまして、私が議事を進行させていただくとともに、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点によりまして、会議時間の短縮に努めて参り

たいと考えておりますので、委員の皆様のご協力をお願い申し上げます。会長選任に先立ちまして、本審議会の概要について事務局よりご説明申し上げます。

5 審議会概要説明

□ 事務局（大島補佐）

土地水対策課の大島でございます。よろしくお願ひいたします。審議会の概要について、説明させていただきます。お手元に「国土利用計画審議会資料」と表紙にありますフラットファイルをお配りしております。このファイルには審議会に關します資料を綴っておりまして、審議会の都度、机に置かせていただきたいと思っております。

まず、ファイルの最初のインデックスに「名簿」というところをお開きください。第16期の審議会委員名簿を添付させていただいておりますが、農業や林業などの各分野から14名の皆様にご就任いただいたところです。

次に「国土法」と書かれたインデックスのページをお開きください。国土利用計画法を略して「国土法」と呼んでいますが、審議会に關する規定を抜粋しています。上段の第7条第3項では、道が国土利用計画北海道計画を定める場合、第9項では計画変更の場合、いずれも審議会の意見を聴かなくてはならないこと、中段の第9条第10項では、土地利用基本計画を定める場合、第14項では土地利用基本計画の変更についても審議会の意見を聴くこととなっております。

一番下の第38条の第1項、この条項が審議会を設置する根拠となっており、第7条、第9条で申し上げました事項の他、都道府県知事の諮問に応じて、国土利用に關する基本的な事項などを調査審議するための審議会を置くことと規定されています。第2項では、審議会の運営に關する事項は、都道府県の条例で定めると規定されています。国土法については、後ほど、また説明させていただきます。

次に、「条例」のインデックスをお開きください。この北海道国土利用計画審議会条例は、審議会の組織や運営に關して定めたものであり、第3条では、委員は15名以内と規定しております。また、第4条の第2項では、任期を3年と規定しております。第16期委員の皆様の任期は、令和5年1月31日までとなっております。第5条第2項では審議会の会長は互選とされており、第4項では会長代理をあらかじめ会長が指名することとなっております。後ほど、選任についてよろしくお願ひいたします。第6条第1項で「審議会の会議は会長が招集する」こととなっております。今回は会長がまだ選任されておられませんことから、事務局から開催案内を送付させていただきました。第2項では、冒頭で本日の会議が成立していることをご報告申し上げましたが、委員の半数以上の出席により会議が成立することとなっております。また、第3項で審議会の議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによるとされております。

国土利用計画及び土地利用基本計画のインデックスは、平成29年3月に策定した国土利用北海道計画と平成30年3月に策定した北海道土地利用基本計画の計画書で、それぞれ概ね10年ごとに改定しています。国土利用計画と土地利用基本計画及び審議關係につきましては、審議案件のところで、ご説明いたします。

以上、簡単ですが審議会の概要について、ご説明させていただきました。

□ 事務局（吉野課長）

ただ今の事務局からの説明につきまして、ご質問はございますでしょうか。

（発言なし）

6 会長選任

□ 事務局（吉野課長）

それでは、最初の議題であります会長の選任についてでございます。会長の選任につきましては、北海道国土利用計画審議会条例第5条第2項によりまして、委員の互選によるとされております。会長の選任にあたりまして、委員の皆様からご発言などございますでしょうか。

(発言なし)

□ 事務局（吉野課長）

ご発言がないようですので、事務局から提案をさせていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

□ 事務局（吉野課長）

それでは、ご異議がないようですので、事務局から案を提示させていただきます。第15期の会長代理、都市計画分野の椎野委員を会長に推薦させていただきたいと思っております。いかがでしょうか。

(異議なし)

□ 事務局（吉野課長）

ご異議がないようですので、椎野委員を会長に選任させていただきたいと思っております。椎野会長には、恐縮でございますが、会長席にお進み願います。それでは、この後の議事につきましては、会長をお願いいたします。

7 会長就任挨拶

□ 椎野会長

皆様、お集まりいただきましてありがとうございます。本日、会長職を拝命しました椎野と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。今期から初めて会長職ということで至らないところもあるかもしれませんが、お集まりの皆様のお力添えをいただきながら、円滑な議事進行に努めてまいりたいと思っております。どうぞよろしくをお願いいたします。

8 会長代理指名

□ 椎野会長

それでは、引き続き議事を進行させていただきます。先ほど事務局より説明がありました審議会条例第5条第4項ですが、お手元にあるファイルの「条例」というインデックスのところの第5条第4項に会長に事故あるときは会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理するという規定がありますので、私の方から会長代理を指名させていただきたいと思っております。今期は新型コロナウイルス感染症による不測の事態も考慮し、2名の方をお願いしたいと思っております。川村委員と中田委員に会長職代理をお願いしたいと思っております。中田委員、よろしいでしょうか。

□ 中田委員

はい、わかりました。

□ 椎野会長

ありがとうございます。

川村委員は、ご都合により欠席しておりますので、事務局より連絡をお願いしたいと思います。

□ 事務局（吉野課長）

はい、わかりました。

9 議事録署名委員の指名

□ 椎野会長

続きまして、先程、事務局から説明がありました議事録署名委員について、指名させていただきたいと思っております。議事録への署名につきましては、会長と、会議の都度、会長が指名する2

名の計3名が行うこととなっておりますので、あらかじめご了承願いたいと思います。今回は、委員改選後、初めての審議会となりますので、出席者名簿の五十音順から神林委員と佐久間委員にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

神林委員

はい。

佐久間委員

はい。

椎野会長

ありがとうございます。

10 諮問

椎野会長

それでは、議題（2）の「北海道土地利用基本計画（計画図）の変更について」ですが、お手元に、知事からの諮問文の写しが配付されておりますので、この件について審議してまいりたいと思います。事務局より説明をお願いいたします。

11 審議（北海道土地利用基本計画（計画図）の変更について）

事務局（大島補佐）

本日の審議会に諮問させていただいております、「北海道土地利用基本計画（計画図）の変更案」について、ご説明いたします。

資料1「土地利用基本計画について」のページを1枚めくってください。「北海道国土利用計画審議会の概要」となります。お手元の資料以外でも、プロジェクターによるスライドも用意しておりますので、併せてご覧ください。こちらは、先ほどご説明いたしました本審議会の内容を1枚にまとめたものとなります。

次のページの「国土利用計画法の概要」をご覧ください。国土利用計画法は、昭和30年代以降の乱開発ですとか、地価の高騰などによる国土利用の混乱を背景に適正で合理的な土地利用の確保を図ることを目的に昭和49年に制定され、国土利用計画の策定、土地利用基本計画の策定、土地取引の規制に関する措置などを講ずることにより国土形成計画法による措置と相まって総合的かつ計画的な国土の利用を図るとなっております。

次に、国土利用計画は、全国計画、都道府県計画、市町村計画があり、それぞれの国土利用の将来像を示す長期的な構想です。また、都道府県の区域を対象として、当該地域の土地利用に関する諸計画を総合的に調整し、土地取引に関しては直接的に、開発行為に関しては、都市計画法や農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法、自然環境保全法といった個別規制法を通じて間接的に規制の基準として機能させる土地利用基本計画があります。

土地利用基本計画では、都市、農業、森林、自然公園、自然保全の五つの地域を通称五地域と呼び、計画書と計画図を定めています。土地利用基本計画図は、五地域を5万分の1の地図に表示しています。

計画書には、五地域ごとの土地利用の原則や五地域が相互に重複する地域の土地利用の優先順位など、土地利用の調整等に関する事項を定めた土地利用の基本や原則などが書かれていますが、五地域の区分を変更すべき事由が生じた場合について、国土利用計画法の定めるところにより、関係市町村や当審議会の意見を聴いた上で、変更することとなっております。

土地利用基本計画は各個別規制法の枠を超えて、基本的な方向付けが行われることから、土地利用の総合調整機能を果たす上位計画として位置付けられているところです。

次に、ページの右側の「土地取引の規制に関する措置」です。こちらは当審議会ではなく、「土地利用審査会」が所管しております。ここでは、土地利用基本計画を踏まえ、土地の投機的取引や地価高騰の弊害を除去し、適正かつ合理的な土地利用の確保を図るために土地取引の規制に関する措置が講じられております。

なお、現在、北海道における監視区域などの設定地域はありません。

次のページ、「五地域区分の定義等」をご覧ください。先ほど説明いたしましたとおり、都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域の五つの地域で国土法上の規定及び運用について示しています。

次の4ページの「重複地域における土地利用の調整指導方針」をご覧ください。五地域がそれぞれ重複する場合における土地利用について、図表にしたものです。後ほど、ご審議いただきます、変更案件のパターンですと、「農業地域」を拡大する案件になります。変更前は「都市地域」の「用途地域」が設定されています。これを、この調整指導方針に当てはめると、左側の五地域区分の「農業地域」と上段の「都市地域」の「市街化区域及び用途地域」がクロスしているところをご覧ください。そこには「×」と入っております。これはこのページの下の方の凡例の一番上に説明がありますとおり、「制度上又は実態上、一部の例外を除いて重複のないもの」ということになっており、この2つは重複できないこととなっております。これにつきましては、後ほど、ご説明させていただきます。

次に「審議のポイント」について説明させていただきたいと思っております。

5ページをご覧ください。ここでは、変更案件について、委員の皆様にも、道土の適正かつ合理的利用のため、総合的な見地からご審議いただく際のポイントを整理したものです。

まず、ポイントの1「国土利用北海道計画や北海道土地利用基本計画との整合性がとれているか」ですが、これは、国土利用北海道計画や北海道土地利用基本計画に掲げられている「道土利用の基本方向」や「土地利用の基本方向」、「土地利用の原則」などと整合性が図られているかどうかということでございます。

ポイントの2「重複地域も含め地域変更後の五地域区分の設定が適切か」ですが、これは、変更後の重複の設定も含めまして、土地利用基本計画に掲げられている「土地利用の原則」等に照らし、五地域の設定あるいは変更が妥当かどうかということでございます。

ポイントの3「重複地域における地域変更は、土地利用基本計画の土地利用の優先順位等に即しているか」ですが、これは、変更前に五地域が重複している場合において、土地利用基本計画の土地利用の優先順位を勘案した変更となっているかどうかということでございます。

最後に、ポイント4「特定の地域における地域変更が、他地域へ悪影響を与えていないか」ですが、これは、土地利用基本計画の五地域区分を変更したときに、変更区域と隣接する五地域の区域に影響があるかどうかということでございます。本審議会でも、五地域への影響について検討・協議する際には、総合的な視点から見てどうか、ということになります。

それでは、「土地利用基本計画図変更内容について」ご説明いたします。

資料2の「土地利用基本計画図変更内容説明書」をご覧ください。1枚お開きいただき、変更地域の概要ですが、本日は、美唄農業地域の拡大について、ご審議いただくこととしております。

それでは、次のページをご覧ください。

整理番号1「美唄農業地域の拡大」について、案件の概要をご説明いたします。北海道地図に赤く塗りつぶしているのが、美唄市の位置となります。この案件は、開発行為などの事業に伴うものではなく、現状のまま農業地域を拡大するものです。変更の理由としては、この地域は近隣の空知工業団地の関連施設用地として、工業団地の拡大を目指し、昭和52年に準工業地域に指定されましたが、現状は農業主体の土地利用がされており、今後も都市的土地利用が見込めないことから、都市計画用途地域から除外し、引き続き農地として利用を図るために、農業地域を拡大するものです。変更区域は、水稻、麦、野菜類等を主に栽培しています。

個別規制法との関係については、農業振興地域の変更に併せて都市計画用途地域の縮小が行われることとなっております。また、用途地域の縮小については、個別規制法に委ねられていますので、本審議会では農業地域の拡大について審議させていただきます。新たに農業地域に指定する面積は、23ヘクタールです。

次に、国土利用計画法では、土地利用基本計画を変更する場合は、あらかじめ当審議会のほか、国土交通大臣及び市町村長から意見を聴くこととされており、当案件につきましては、国土交通大臣及び美唄市長から「特に意見のない」旨回答をいただいております。引き続き、1ページ中段の「変更地域に係る五地域の指定状況及び変更内容」についてですが、現在は、都

市地域が23ヘクタールで、その中に用途地域が23ヘクタール設定されております。新たに23ヘクタール分の農業地域を設定しますが、都市地域は23ヘクタールのままで残りまして、変更後は都市地域と農業地域の重複地域となります。

なお、農業地域23ヘクタールのうち、18ヘクタールが農用地区域になりますが、先ほど、ご説明しましたとおり、農用地区域は制度上、用途地域と重複できないことから、変更後は、用途地域につきましては「その他」という扱いになります。

2ページをご覧ください。変更地域は、美唄市の茶志内地区になります。最寄りのJR駅は茶志内駅で、変更地域はそこから北の方に約2km行ったところになります。国道12号線及び線路沿いに並行し、ゴルフ5カントリーと空知工業団地が隣接しています。

3ページをご覧ください。これは、指定されている地域及び区域をすべて表示した土地利用基本計画図です。中ほどにピンク色で囲った部分が農業地域に拡大する区域です。変更区域は図の縦方向に赤い線で示された「都市地域」と重複しております。

4ページをご覧ください。これは、農業地域のみを表示した土地利用基本計画図の拡大図です。農業地域を拡大する区域につきましては、ピンク色の部分です。

5ページをご覧ください。右上は国土地理院の航空写真です。その下の写真1、2は今年撮影したもので、現況でも農地となっております。

続きまして、この変更区域に関する審議のポイントについてご説明いたします。

まず、ポイント1に関しては、フラットファイルのインデックス「土地利用基本計画」の10ページを併せてご覧ください。第2の1の「(2)農業地域」で「土地利用の原則」の記載があります。そこでは「農業地域は、農用地として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域」とあります。当該地はこれに該当し、土地利用計画や国土利用北海道計画との整合性はとれているものと考えます。

ポイント2に関しては、お手元の資料1の4ページ、「調整指導方針」を併せてご覧いただきたいと思いますが、本案件につきましては、工業団地の造成が見込めず、都市的土地利用の見込みもなく、現況の農地をそのまま利用するものであることから、変更後の五地域区分の設定は適切であると考えております。

なお、都市地域と農業地域が重複する地域となりますが、両者の重複は認められておりますので、支障はありません。ただし、用途地域は農業地域とは重複できないため、用途地域を「その他」に変更するものです。

次にポイント3につきましては、これは、変更前に五地域区分が重複している場合において、土地利用基本計画の土地利用の優先順位を勘案した変更となっているかどうかということですが変更前には五地域が重複していませんので、この項目については該当していません。

最後にポイント4に関しましては、変更区域の東側も農業地域であり、本変更区域と一体となって利用が図られるものであることから、農業地域への変更による他地域への悪影響はないものと考えます。

以上が「美唄農業地域の拡大」についてでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

□ 椎野会長

はい、ありがとうございました。それでは、ただ今説明のありました内容につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

【質疑応答】

□ 椎野会長

いかがでしょうか。

□ 椎野会長

私の方から。説明いただいたところで、今回の変更で都市地域と農業地域が重複するとのことで、資料の土地利用の調整指導方針ですね、こちらを見ますと、表の中のどこに該当するの

か確認させていただきます。

□ 事務局（大島補佐）

資料1の4ページのところです。五地域区分でございます農業地域のところの細区分の「農用地区域」につきましては、18ヘクタール。その他5ヘクタールの農業地域は合わせて23ヘクタールになります。現況ですと準工業地域ですので、縦の欄の都市地域の細区分で「市街化区域及び用途地域」になりますので、現況のままですと重複してはいけないということになります。この準工業地域を外しまして、「その他」という区分に都市地域はなりますので、表の下におりてきますと、矢印が記載されているところと、「その他」区分ですと①ということで、凡例をご覧くださいますと、矢印は、相互に重複している場合、矢印方向の土地利用を優先する。すなわち、農用地区域の土地利用を優先するということになります。農業地域の「その他」につきましても、①ということで土地利用の現況に留意しつつ、農業上の利用との調整を図りながら、都市的な利用を認めるということになります。

□ 椎野会長

はい、ありがとうございます。縦の列でいうと、左から3列目になるということですね。

□ 椎野会長

他、ご質問等ありませんか。はい、どうぞ。

□ 永野委員

当該地は昭和52年に準工業地域に指定とのことですが、土地の所有者は美唄市のままなのか、それとも別に所有者がいるのか。現況を見たら農作物を作付けしているようですが、誰が作付けしているのか。そして農用地になった場合、引き続き耕作者は現在のまま変わらないのか確認したいのですけども。

□ 事務局（大島補佐）

現況の耕作者がそのまま農業を行います。昭和52年の準工業地域の用途地域を指定した際もすでに農業を行っており、今回は準工業地域の網を外す形になります。現況からは何も変わりません。

□ 永野委員

所有者は個人ということですか。今回準工業地域を外すということですね。

□ 事務局（大島補佐）

所有者は個人です。網を外すことになります。

□ 椎野会長

他、いかがでしょうか。

□ 佐久間委員

佐久間でございます。資料の2の1ページです。農業振興地域の網23ヘクタールを全部に掛けるということで、そのうち農用地区域が18ヘクタールということですから、差し引き5ヘクタールの農業振興地域の白地となるわけですね。農業振興地域の白地に網を掛けないで置いておくということは、資料2の5ページの写真を見ると、農業用施設であるのか、農業用施設とはいえないものなのか含めて、そういう構築物があるということでしょうかから、こういった部分の敷地等を含めて5ヘクタールについては、農用地区域から除外したという考え方でよろしいでしょうか。

□ 事務局（大島補佐）

5ヘクタールにつきましては、河川ですとか、宅地、道路なども占めているものですから、これらの部分を取り除いたものになります。

□ 佐久間委員

宅地という形であれば、一般的にいう農業用施設ではないということでは理解してよろしいですか。農業用施設ももちろん宅地という形には不動産登記法上、整理されるはずですが、しかし農業振興地域でいいますと、農業用施設という用途が認められていますから、そういうものも含めて宅地と考えるのか、純然たる宅地ということで農業用施設以外と考えるのか。

□ 事務局（大島補佐）

農業用の家屋とかも含まれていますが、今回指定するところは純然たる農地だけになっていまして、宅地は2.8ヘクタールほどあるのですが、その部分は外しています。

□ 佐久間委員

わかりました。要するに施設関係は取り除いたということですね。耕作している土地とそれからそれに係わる畦畔を含めて、23ヘクタールのうち18ヘクタールという考え方ですね。わかりました。

□ 椎野会長

他、いかがでしょうか。はい、お願いします。

□ 藤田委員

資料に赤字で①と②の記載がありますが、国道12号線沿いですよ。①が狭くて②が同じ長さではないのですけども。航空写真を見ると、同じような農地に見えるのですけども①の上側というのはどういう状況ですか。

□ 事務局（大島補佐）

①の上側には、神社等がありまして。横がまだ工業団地ですけども、その隣接地の部分としてもしかすると関連施設が設置される可能性があるというところは今回農地に拡大されていません。

□ 椎野会長

その他、ございますか。はい、お願いします。

□ 中田委員

説明の中で美唄市からのコメントみたいなものがあまりなかったということと、永野委員へのご回答でもあったように、昭和52年に準工業地域に道として指定したものを、それを今回、道として外すと理解してよいのですか。私はここの区域をこういうふうに変えたいという人から言われて変えていると思っていましたので。そういうことではなくて、計画として指定したものを今回外しますという内容と理解してよいのですか。

□ 事務局（大島補佐）

地元からの要請を受け、網を掛けたのですが、地元の方から農業地域としたい、また、国の制度などを使う場合には、農業地域の網を掛けておく必要があるため、具体的な計画につきましてはまだありませんが、将来を見越して、地元の要請を受けた形で農業地域を拡大する形になっております。

□ 椎野会長

要は昭和52年くらいに地元から要請があって工業団地を誘致しようというような計画で指

定されたものの、そのあと、工場はいくつかあるのだけれども、現状としてはあまり進まなかったというのと、現状を踏まえてその先の将来を見据えて地元からやはり農業地域に指定した方が営農上メリットはあると理解してよろしいですかね。改めて地元から要望があったので、今回指定を解除するというご審議いただいているという理解でよろしいですか。

事務局（大島補佐）
はい。

事務局（大島補佐）
農地調整課の方で補足はありますか。

農地調整課
特にありません。

椎野会長
はい。中田委員、よろしいでしょうか。

中田委員
はい。

椎野会長
他はございますか。はい、お願いします。

永野委員
五地域にいろいろ変更をかける場合、基本的に現況で判断するということですか。原則論でいうとです。

事務局（大島補佐）
現況がそこに備わっていないままでずっと網を掛けておくよりは、現況に基づいて変更とするのがよろしいかと思えます。

永野委員
農地転用の場合、現況で判断されるのですけれども、やっぱり現況というものが一丁目一番地と考えてよいのですね。

事務局（大島補佐）
はい、よろしいかと思えます。

椎野会長
都市計画の場合ですと、用途地域を指定するのに将来的な見通し、スパンでいうと10年先の土地利用をどう進めていくかというふうな将来的な見通しも含めて検討して用途指定をしますけれども、その部分は含まれていないのですか。現況と将来の見通しというご説明をいただいていたと思うので、将来的な見通しの部分も含めて今回農業地域も重複して指定するというのが適切だろうという判断かと思えますが、将来的な見通しも含めてという理解でよろしいですか。

事務局（大島補佐）
将来的な見通しも含めて、準工業地域に置いておくよりは、農業地域にした方がよいという地元の要望もありましたので、変更する形になります。

- 椎野会長
はい、わかりました。ありがとうございます。
- 椎野会長
その他、ご質問等ございますか。
(発言なし)
- 椎野会長
よろしいでしょうか。
- (複数委員から「はい」の発言あり)
- 椎野会長
今回、皆様からいただいたご意見等ございまして、現状の土地利用と将来的な見通しから現在準工業地域と指定されていますが、こちらを農業地域として指定することは妥当であるという判断からご審議いただいていることかと思えます。諮問を受けました北海道土地利用基本計画(計画図)の変更につきましては、特段反対等ご意見等なかったように思いますので、本審議会としましては、適当と認めましてその旨答申させていただきたいと思えますが、お認めいただいてよろしいでしょうか。
- (複数委員から「はい」の発言あり)
- 椎野会長
はい、ありがとうございます。皆様にご賛同いただきましたので、北海道土地利用基本計画(計画図)の変更につきましては、適当である旨答申することに決定させていただきます。
なお、答申の文案と知事への提出につきましては、会長である私に一任いただくという形でお認めいただいてよろしいでしょうか。
- (複数委員から「はい」の発言あり)
- 椎野会長
はい、ありがとうございます。
- 椎野会長
本日、予定されていた議題は、以上でございますが、委員の皆様から何かお気づきの点がございましたら、ご発言いただきたいと思います。いかがでしょうか。
- (発言なし)
- 椎野会長
よろしいですか。
- 椎野会長
はい、それでは、議事の進行を事務局に戻したいと思いますので、よろしく願いいたします。
- 事務局(吉野課長)
椎野会長、大変ありがとうございました。

□ 事務局（吉野課長）

それでは、局長よりお礼のご挨拶を申し上げます。

□ 事務局（加納局長）

本日は、ご審議等いただきまして、ありがとうございました。土地利用基本計画の計画図の変更案につきましては、本日、適当である旨決定いただきましたことに、心よりお礼を申し上げます。

道といたしましては、後日、本審議会の答申をいただいた後、計画図の変更を決定、公表してまいりたいと考えております。委員の皆様には、今後とも当審議会の運営にご尽力賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。簡単ではございますが、お礼の挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございました。

□ 事務局（吉野課長）

以上をもちまして、本日の審議会を終了いたします。本日は、誠にありがとうございました。

(以上)